

多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会 令和6年度第3回 要点録

日 時	令和6年12月19日（木） 18:30～20:00	場所	多摩市役所 301・302会議室
出席	新垣、市川、影近、富田、根本、中村、野口、医療的ケア児保護者2名		
事務局	障害福祉課 発達支援室 子ども・若者政策課 児童青少年課		
記録者	事務局（障害福祉課）		
項目	1 事務局より報告 2 議題 （1）前回（令和6年度第2回）協議会での意見による検討事項 （2）医療的ケア児等コーディネーターの配置について （3）研修について 3 次回日程について		
	詳細		
1 事務局より報告	○学童クラブでの医療的ケア児の受入状況について 【事務局（児童青少年課）】 ～学童クラブでの医療的ケア児の受入状況等の報告～ 個人情報に関わるため割愛 【副会長】 個々のケースで非常に内容・対応方法、あと健康状態もかなり違うため、環境と人も含めて、資源の調整が必ず必要になってくると思う。 そのお子さんに合った環境を整えていくということが私たち周囲の支援者の義務かなと思うので、一緒に努力させていただけたらと思う。 保育所等訪問支援等、他の福祉サービスを組み合わせていただきながら、お子さんの居場所を作っていけたら良いと思う。 【会長】 医療的ケア児以外の発達障害等のお子さんに対する配慮はどのようになさっているか教えていただけるか。 【事務局（児童青少年課）】 現在、訪問看護師の派遣の依頼をするときに、受けてくれる事業者を見つけ、調整することが難しい。 医療的ケアがあることで体調不良等、急なキャンセルが出る。事業所としてはキャンセル料もらっても看護師を時間で確保しているので、キャンセルが多いのであれば非常に		

	難しいということでお断りされてしまったことがある。 医ケア児以外の方の対応は、多摩市の学童保育はかなり他市に比べると人の配置について手厚いと思っている。発達支援のお子さんに対して加配職員が認められると1対1もしくは2対1で職員が指導についている。 【会長】 医療的ケア児全て、個室がないと受けられないみたいなことではなく、ぜひみんなと一緒に過ごす時間を大切にできるような受け方ができるとよい。 どうしても医療的ケア児は、守られて育っていくことが多いが、同年代と喧嘩する等、そういう経験も多分に大切な経験になるので、地域全体で保障できるといい。 ○医療的ケア児受入れに関するガイドラインについて 【事務局（子ども若者政策課）】 ～保育所における医療的ケア児受入れに関するガイドラインについて～ 資料1 ガイドラインの今回改定をする予定。 現在のガイドラインについては、令和5年の3月に策定をし、2年に1回を目途に見直しを行うということを記載している。 多摩市では現在、公立保育園と社会福祉法人の保育園で、現在医ケア児の受け入れているといった状況。 継続時に関する記載内容が、保護者、施設にとって、負担が大きくなってしまっている。対応会議設置時、医師が指定されていなかったため、医療的判断が難しいこと、初めてのため実際に受け入れを行ってきた施設の経験がまだ反映できていないこと、子ども若者政策課の組織名称の変更が反映されていないといったことがある。主な改定の方針は、5つある。 まず1つ目は、問題なく継続した集団保育ができると判断した場合、継続手続きを簡素化できるように改定をしたい。例えば、入所と同じように会議にかけるのではなく書類の確認のみで対応していきたい。 2つ目は、令和6年の3月29日に対応会議の要綱を改正しており、構成委員の中に医師を加えているので、ガイドラインに反映をしたい。 3つ目は、受け入れをした施設に意見を聞いて、保護者と施設が安心して利用できる内容を精査する。同意書などの改定を見込んでいる。 4つ目は、組織名称が変わり最新の組織名称に改める。 5つ目は、関係者からの聞き取りを行い、次回の改定に追加変更し、検証していきたい。早急に対応が必要な事項については今回の改定で精査し決定していきたい。 それ以外に、受け入れが果たして適切なのか、例えば支援という言葉にした方がいいのか、対応の言葉の方がいいのか、検討していきたい。 また、保育園に入った後に医療的ケアが必要になった場合も想定されるので、新しいガイドラインには盛り込んでいくことを検討していきたい。
--	---

2 議題	今後の主なスケジュールとしては、保育園の園長会、看護師会に意見を聞いた上で 2 月を目途に改定案を作り、皆様に報告をさせていただきたい。 3 月に改定をし、4 月から新しいガイドラインで対応していく。 【副会長】 医療的ケア児等コーディネーターの配置について、ガイドラインの中に掲載していただけると調整に入りやすいと思っている。 公のコーディネーターがいたら、もう少しうまく調整ができたと感じるケースがいる。役割が特に明記されていないところで、どう支援に入ったらいいかすごく迷う。 明記があると、介入がしやすい。 【事務局（子ども若者政策課）】 然るべきタイミングで反映できるよう検討していきたい。 （1）前回協議会が書面開催をうけ、その意見による検討事項。 ①全数調査について 【事務局（障害福祉課）】 調査の必要性について、ご意見をいただいている。 個人情報保護の観点から個人を特定した調査が難しいため、個人を特定しない情報での関係課への調査を準備している。 調査結果を第 4 回の報告する予定。 【副会長】 全数調査に関して、どれぐらいのデータを集約できるか予定を教えてください。 【事務局（障害福祉課）】 少なくとも次回の協議会で人数は出していきたい。 【副会長】 人数と年齢層はお願いしたい。 【事務局（障害福祉課）】 なるべく出せる情報は精査しつつ、情報が薄いものにならないようにしたい。 【会長】 以前全数調査を行った状況とは大きく状況が変わっているが、調査をもとに何がニーズとしてあるのかを把握していくことが必要。
------	---

	②医療的ケア児等コーディネーター配置について 【事務局（障害福祉課）】 次の議題で詳しく進捗状況を報告する。 ③在宅人工呼吸器使用者等に対する災害時個別支援計画について 【事務局（障害福祉課）】 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画の現在の進捗状況として、2つの訪問看護ステーションに委託契約ができています。1事業所に4名委託、1事業所には1名委託している状況。 また、人工呼吸器以外の医療的ケア児等の災害対策支援シートについて、広げていくべきと以前の協議会でも意見をいただいている。まだ取り組みを進めることができていないが、必要性を認識しており、今後拡大する方向で検討を進めている。 【委員】 今、具体的にどのように災害時個別支援計画の作成を進めているのか。 【事務局（障害福祉課）】 担当の訪問看護師が、本人家族の同意を得た後、本人を支援している関係機関の連絡先や方法、必要物品の備え等を記載し作成している。 【委員】 完成の時期はあるか。 【事務局（障害福祉課）】 5名の方は保健所から引き継いでいる。元データはあり、現状を踏まえて作成になる。ただ今年度始めたばかりであり、委託し作成した計画は今年度中の完成を目処としている。来年度も引き続き更新する予定。 【委員】 災害時個別支援計画の内容が分かってないが、保健所がある程度リソースは持っているのか、オーバーラップや、情報量が増えるとかあるか。 【事務局（障害福祉課）】 今あるデータを最新にすることを先決に考えている。関係者間で災害時の計画を共有して、いざという時に本当に実際に動けるのかどうか、そういった検証が必要と考えている。 情報共有は、サービス担当者会議等を活用していきたい。
--	---

	【会長】 電力の使用がない医ケアや重度の障害がある方、手厚い支援が必要な方にも災害対策支援シートを早期に立ててほしいというような意見がある。協議会でもたびたび、全ての医療的ケア人に災害対策支援シートを作成していけたらいいのではないかという意見があり、進捗はどうか。 【事務局（障害福祉課）】 人工呼吸器以外の方の医療的ケアが必要な方の災害対策支援シートは、令和 5 年度に市民委員の方やご協力いただける避難地域の方にお申し、試行という形でやらせていただいた。広げていくことが、必要だと認識している。現状まだ進めていない。 個別の支援計画あるいは個別の避難計画に関して、医療的ケア以外の人も含めて、進めていかなければいけない施策だと認識しており、検討を進めていきたい。 【委員】 個別の計画を、市が作成するのは大変なので、まずはご家族の方に、例えば「お薬 10 日分ぐらいは持って行った方がいいよ」とか、いつも経管栄養を扱っている子は「その栄養は何日分あった方がいいんだよ」とか、お子さんがご家族の中で「一番何が必要なのか」とか、「どういう状態が一番不安にさせちゃうのか」とか、そういうことを気づかせるような、気づいてもらえるようなことをまず行っていただくのも一つかと思っています。災害時にどういうことを意識していただくのか検討していけるとよい。 【会長】 災害時に自助力を高めることはとても大切。個別の支援計画が役立てられるといい。作成に関しても、訪問看護だけではなくて担当の計画相談員に委託することも検討してほしい意見もあるので、多様な選択肢で検討してほしい。 ④医療的ケア児等コーディネーターの意見交換会について 【事務局（障害福祉課）】 参加者は、実際に活動されるコーディネーターの研修を受けた計画相談員である。今後も意見交換会の定期的な開催を検討している。 ⑤重症心身障害事者等在宅レスパイト事業について 【事務局（障害福祉課）】 利用が多い A と B の方、成人かお子さんなのかという質問に関して、A の方は成人で、B の方は子ども 18 歳未満の方となっている。契約事業所は 6 事業所で実績がないのはまだ 1 事業所。利用時間については、1 回おおむね 2～3 時間。 利用者の意見については相談支援担当の地区のワーカーもいるので、意見を今後伺えればよいと考えている。
--	--

	【委員】 レスパイトを利用できていない状況だが、それは必要がないからというよりは、今は学校にも行ける状況で日中過ごす場所があるから今は利用しないで何とかすんでいるという状況。急な時に関しては、放課後等デイサービスの方に家族の予定や自分が体調を崩して入院した時にお世話になっていた状況のためである。レスパイト事業を、継続していざという時に頼れるものとしては残していったほしい。 【委員】 私も今のところ在宅レスパイトというのは利用していない。 この事業は家族が不在でも構わない制度。誰もいない家に子どもを預けること、いろいろなものが置いてある家にいくら信用している人とはいえ、置いていっていいのだろうかという葛藤があって、お互いのためにやらない方がいいのではないかなと思う部分も正直ある。利用している方たちは、どのように利用しているのか聞いてみたい。 【委員】 レスパイトでは利用したことはないが、訪問看護に、留守中に 4 時間くらい見ていただいた時があり、本当に助かった。 その時はやってほしいことを書いてくださいと訪問看護の方が言って下さり、注入時間とか医療ケアでやることを一通り書いてそれをお願いした。色々なことを考える余裕もなく預けた。確かに、留守中のことである心配も分かる。了解の上、カメラをつける方法もあるかと思う。 【委員】 他市の保護者でカメラをつけている話を聞いたことがある。 【委員】 訪問看護は、以前から不在時の看護を行っている。2 人体制でやっている。 他市は、年間 144 時間まで使えるため、使い勝手がいい。 他市でも特にトラブルは聞いていない。小さいお子さんたちに関しては、親御さんの何か予定があったり、ご兄弟の行事があるときに、この在宅レスパイト事業というのは非常に助かっていると聞いている。多摩市の年間の上限が短い理由があるのか。 【事務局（障害福祉課）】 上限に関しては、様々な他市の事例であったり、検討した結果決定している。 利用しやすい制度となるよう改善の必要を考えている。 【会長】 確かに年間 6 回は、少ないという意見があるので、今後協議会内でも検討し、他市に習
--	---

	いながら改善していけるといい。 また不在によるトラブルの心配があるのを改めて感じる。カメラをつけるかつけないかみたいなのところもあるかと思うが、より使いやすい二人体制での訪問も使いやすくなるなども検討してもいい。 【副会長】 通常、訪問看護の時間は大体 30 分から 1 時間半程度で、長時間の算定を使える方でも 2 時間がマックスかなと思う。 組み合わせでこの事業を使うことができるので、お家の方がお家にいらっしゃるとしても長時間見てもらいたいとか、睡眠時間が取れなくて、家族はその間いるが、ケアをすることはちょっと難しいという場合に使っていただいている方もいる。 組み合わせができるというのがポイント。医療のサービスの後に福祉のサービス・この事業を使い、3 時間～4 時間使っていただくことができると思う。医療では複数回訪問が必要な重度のお子さんであっても、1 日に使える事業所は、1 事業所と基本は決まっている。個別の事業所さんに入ってもらう場合、別の制度を使う必要がある。組み合わせで使っていただくと、よりお家での支援を充実できるため、このレスパイト事業があった方がいいと思う。年間 6 回の見直しが必要かと思う。 【委員】 訪問看護が定期的に来ている曜日時間ではなく、臨時でお願いすることができる。 【副会長】 留守番看護に関しては、医療保険で留守番看護をするかどうかは、訪問看護の方針、その契約の内容による。ただ、お家族がいる間だったら延長で使う方法もある。 【委員】 2 人看護師体制は難しいと思う。ヘルパーと看護師の 2 人体制も検討してほしい。 (2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置について 【事務局（障害福祉課）】 昨年度もご検討いただき多摩市における医療的ケア児等コーディネーターの配置について、現在来年度の予算計上に向けて準備をしている。次年度予算は、3 月議会で認められてから正式なものになる。現段階で可能な範囲で説明する。 ① 多摩市の医療的ケア児(者)に関する取り組み 令和 2 年度に報告書を取りまとめた。その中で必要なサービス、社会資源の充実、先ほどの在宅レスパイト事業化、災害対策を検討し、地域のネットワークの構築のため医療的ケア児等コーディネーターの設置の検討を進めてきた。 医療的ケア児等コーディネーターは、人工呼吸器を装着しているなど医療を要する状態
--	---

	にある障がい児(者)、重度の知的障害、肢体不自由が重複している重症心身障害児(者)の方を主なターゲットにしている。 多摩市の医療的ケア事者の把握状況は、平成 31 年度把握した状況を更新している。現在、18 歳未満が 14 名、18 歳以上が 16 名の合計 30 名となっているが、把握できていない方もいると認識している。全数調査等行い、関係課とも連携し、把握を進めていきたい。 国の指針に基づき昨年度に作成した多摩市における障がい者(児)福祉計画に記載をしており、令和 8 年度末までにコーディネーター1 人以上配置を目標としている。計画に沿った取り組みを進めている。医療機関から地域への移行時に第一の課題があるという議論いただいている。 ② 医療的ケア児等コーディネーターの想定される役割 現在は病院相談員、市町村、また保健所や健康センター等も絡み対応はしている。再入院や、転入ケース等もある中で、情報連携できない面も出てくるのが現状ある。 専門性やマンパワーの部分でも連携をさらに強化していく必要がある。まず退院時カンファレンスで活躍することを想定している。 また、ライフステージの節目の支援が必要。ライフステージの節目とは、保育園、学校への進学といったような部分で保護者の方が行政サービスの調整で、負担が出てくることがある。こうした場面で、一貫して本人家族を把握し、サポートをすることが求められていると考えている。 ほかに、保護者の方が孤立しがちになることがある、と考えている。 専門的な知識が必要であり、切れ目のない連携や、保護者の気持ちに寄り添って関係者との橋渡しをする役割を担うのがコーディネーターであると考えている。 ③ 設置の目的 医療的ケア児等及び家族が住み慣れた地域で安心して生活していくための体制を整備するために設置をする。 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受けていただいている方は、徐々に増えてきている。既に終了している方だけでも 4 名、障害福祉課も 1 名いる。計画相談事業所の方も養成研修を受けると加算がつくなどメリットがあるが、報酬がなくフォローするのは難しい状況。この医療的ケア児等コーディネーターの相談窓口を設置して、行き届かない方に対してサービスを得る必要があると考えている。 ④ 設置のイメージ 医療ケア児等支援センター、障害福祉課、その他関係機関と連携をしながら、医療的ケア児等コーディネーターが業務を行う。また地域の医療的ケア児等コーディネーターとの連携、当事者ご家族からの相談、また支援者への相談助言を含め行っていく。市と連携支援のための定期会議等を行い、配置した医療的ケア児等コーディネーターが集めた課題に対する施策の検討を行っていくことができると考えている。 ⑤ 設置事業概要 形態としては、市内の事業所に委託したいと考えている。 26 市における実施状況については、医療的ケア児等コーディネーターの設置は、14 市で
--	---

	しており直営が多い。直営だとマンパワー的に対応が難しいこと、直近の医療の情報を踏まえた対応が難しい等を聞いている。多摩市においては委託をし、しっかりコミットするよう、実際に生きる窓口を作っていきたいと考えている。 事業者の敷地内に窓口、電話等を設置していただき、兼務も可というところで行っていく想定である。 業務内容は、当事者及びその家族からの相談対応と、地域の支援者からの相談及び助言、窓口及びアウトリーチというところの想定。 窓口設置については、週 3 回想定をしている。 職員配置については、養成研修の終了者が 1 名以上で考えている。関係者会議の出席、社会資源の把握、周知啓発等の業務も可能な限りやっていただきたいと考えている。 ⑥ 財源と今後の協議会回数に関して 財源としては国・都の補助金があるので、利用していく。 委託料の捻出をふまえ、協議会の開催回数調整する必要があると考えている。 ⑦ 今までの議論を踏まえての補足 令和 5 年度の検討を全て反映できてない部分が正直ある。 例えば、直営と委託双方でやるほうが良いという話があった。 窓口は一本化することは行いながらも、障害福祉課は連携して行っていくので、直営委託の双方のメリットが生かせるような形でできるといいと思っている。 また、2 事業所以上でお願いした方がよいのではないか、という意見をいただいている。 窓口を一本化するメリットと、予算も踏まえて調整をした結果で 1 事業所への委託を考えている。 東京都医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業の補助金についても、今後検討していく。設置後に課題が出てくると認識している。 課題を整理し、さらにより実効性のあるものに、検討を進めていきたい。 【委員】 窓口設置が週に 3 日となっていて、ご家族の方が忙しい中で最初の電話が繋がらなかった時に、ここちょっといいやっという風になりかねないので、なるべく早く週に 3 日でこの時間できちんと電話がつながるというような形にさせていただいた方がいい。設置後ぜひ早めに窓口の周知をしていただけたらと思う。 【事務局（障害福祉課）】 そうした場面は、予想されると思っている。様々な諸事情の中で週 3 というところが現状の案ではある。事業の改善とかというところも検討していきたい。 【委員】 週 3 回というのはいいとして、電話相談という形の他に、具体的にどういう相談があるかを想定しているのか確認したい。メール、電話、LINE、いろいろとあると思う。
--	--

	【事務局（障害福祉課）】 電話相談が中心になるとは思っている。メールなど検討はしていきたい。 【委員】 電話は直通か。事業所に委託する場合でも、事業所の代表とかではなくて窓口で直通という形でということによろしいか。 【事務局（障害福祉課）】 基本的にはその想定でいる。 【委員】 それはとても重要である。直通で電話をかけたらずぐ 10 秒 15 秒で出てもらえるという信頼感がすごく重要だと思う。それであれば、週 3 日でもちゃんと留守電でアナウンスしていただく。あとメール、LINE もありますとかという形にすれば、なんとか対応ができなくはないと思う。とにかく直通というのが極めて重要。 【事務局（障害福祉課）】 直通の重要性は承知した。そのような想定で調整を進めたい。 【委員】 コーディネーターを配置する相談窓口の相談体制に関連して、電話も必要だと思っているが、直接行って相談できるという環境も残していただきたい。 分からない方と電話で話すよりは直接お話ししたいとか、会った方が、伝えやすかったりもする。相談日以外の曜日にかけてしまった場合には、アナウンスも「どの曜日の何時から何時やっています」というように、つながらない時にも分かるようにアナウンスを工夫してほしい。パンフレットなどそういったものがあるといい。また、市の広報にもそういった相談ができる窓口がどこにあって、何曜日の何時からありますっていうのも、毎月掲載していただくなど工夫をしていただきたい。 【事務局（障害福祉課）】 本当に重要なご意見だと思っている。直接会ってということも必要だと認識している。調整していきたい。周知啓発みたいなのところも含めてどんな事ができるのか考えていきたい。やはり、知っていただかないと意味がないと思うので、しっかり取り組んでいければいけないと考えている。 【副会長】 協議会の回数を調整することを検討とあったが、3 回はぜひ確保してほしい。
--	---

	【事務局（障害福祉課）】 調整をしていく。 【会長】 受託事業者が地域の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者と連携を取りながら対応に当たっていくことが記されている。報酬が得られないことが多く、民間として積極的に対応することが考えにくい。この研修修了者に対する予算であったり、財源であったりはあるか。 【事務局（障害福祉課）】 コーディネーター養成研修修了者への直接的な報酬等の対応はできていない状況。先ほどの東京都のコーディネーター支援体制整備促進事業の活用を含め検討していきたい。 【会長】 地域にたくさん医療的ケア児等コーディネーターが今出てきている中で、しっかりと一人ひとりが対応しやすい環境を制度面からも構築していきたいと思っている。検討をお願いしたい。 【委員】 委託する場合、市としては一緒に関与していただくこととかあるのか。 【事務局（障害福祉課）】 委託者の市に責任がある。委託者と綿密な連携を取っていく必要があると考えている。具体的には定期会議を行い、相談の実績とそれを踏まえた課題を聞かせていただき、市から情報提供をして、連携していく。 【委員】 市の職員がたまに窓口に立って市のコーディネーターの方が窓口に立っているということではなく、基本的には委託したところでお願いして、相談するということか。 【事務局（障害福祉課）】 委託者に相談する形になる。市の職員が委託先の窓口で業務をするということは、現状では想定はしていない。市も同じ相談業務なので、場合によっては一緒に相談に乗ることもある。連携を密にしていきたい。 【委員】 例えば災害時の時に何が自分には必要か、何が何日分あったらいいというのは、今まで
--	--

3 次回の 日程について	の災害時の経験であると思う。例えばそういったパンフレットなどは市の方で作り、窓口に置いていただいて、自分たちでやるのも促すようにしていただきたい。 なかなか子どもを育てていると自分の方から何かをもらいに行く、というのが時間的にも難しい環境だったりする。窓口に来た時に自分に備えをしましょうといったようなパンフレットは、市で作っていただきたい。 【委員】 コーディネーターの設置について、配置は来年度の 4 月からでいいか。 もしそうだとしたら、ぜひお願いしたいのは、退院時等支援会議にはぜひコーディネーターには配置されたら参加していただきたい。 【事務局（障害福祉課）】 早く設置した方がいいというところの皆さんご意見いただいているので、来年 4 月からを目指している。 退院時カンファレンスが非常に重要だと認識している。参加いただけるように周知も病院と連携しながら進めていきたい。 ○次回日程について 【事務局（障害福祉課）】 次回 2 月 20 日 18：30 開始
-------------------------	---